（証券コード：9423）
平成29年6月8日

株　主　各　位

東京都千代田区神田神保町三丁目２３番地の２
株式会社フォーバル・リアルストレート
代表取締役　　吉田　浩司

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきまして、平成29年6月27日（火曜日）の営業時間内（午後6時まで）に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年6月28日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都千代田区大手町一丁目４番１号
ＫＫＲホテル東京11階　「白鳥の間」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報告事項
１．第23期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第23期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.realstraight.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告（第23期）

（平成28年4月 1日から
平成29年3月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善がみられ、景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、中国など新興国の景気減速懸念に加え、英国のＥＵ離脱や米国の政権交代、朝鮮半島問題等、海外経済の不確実性が増しており、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中、東京都心５区（千代田、中央、港、新宿、渋谷）のオフィスビル市場においては、平成29年３月末時点の平均空室率が3.60％となり、前年同月比で0.74％低下いたしました。（注）

また、東京都心５区の平成29年３月末時点における平均賃料は前年同月比で757円（4.21％）上昇し18,730円／坪となりました。（注）

当連結会計年度において、当社グループは引き続き顧客企業の移転時における、不動産物件の仲介から内装工事、各種インフラの整備やオフィス機器・什器の手配までをトータルにサポートするソリューション事業を中心に事業活動を進めてまいりました。

不動産仲介等の売上高については、前期比9.6％増の132,965千円となりました。

内装工事及びそれに付随するサービスに関する売上高につきましては、前期比25.9％増の1,013,269千円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高が1,146,235千円（前連結会計年度比220,293千円増、23.8％増）、営業利益が45,568千円（同12,968千円増、39.8％増）、経常利益が46,085千円（同13,178千円増、40.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益が73,694千円（同41,045千円増、125.7％増）となりました。

（注）大手不動産会社調べ

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、オフィス環境関連業務の収益拡大を図るべく、不動産物件の仲介から内装工事、各種インフラの整備やオフィス機器・什器の手配までを行うオフィス移転のワンストップサービスについて、引き続き取り組みを強化してまいります。具体的には、案件数を増やすため、物件情報の充実やコンテンツの拡充などを実施することで、集客サイトの更なる強化を図ってまいります。同時に、既存顧客からの紹介獲得やグループ会社顧客への働きかけ強化等による紹介案件の創出についても、働きかけの徹底やキャンペーンの随時実施等により、引き続き取り組んでまいります。

また、相場情報の提供やノベルティグッズの活用、障害対応等を通じて顧客との接点を増やすことで、顧客の囲い込みを図ってまいります。顧客を囲い込むことで、将来的な移転ニーズを競合他社に先駆けて把握し、当社グループのサービスをいち早く提供することで、安定的な収益確保に取り組んでまいります。

以上の課題につきまして、役員及び従業員が一体となってスピードを上げて取り組み、持続的な収益向上に努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区　分	平成25年度 第20期	平成26年度 第21期	平成27年度 第22期	平成28年度 第23期 (当連結会計年度)
売上高（千円）	565,928	686,133	925,941	1,146,235
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△55,488	21,463	32,907	46,085
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△69,187	16,310	32,649	73,694
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)（円）	△3.27	0.75	1.40	3.15
総資産（千円）	95,755	267,450	289,631	439,459
純資産（千円）	△40,696	67,648	109,480	201,332
1株当たり純資産額（円）	△2.23	2.83	4.49	7.66

（注）1.　1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。

2.　1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額の数字は、表示単位未満を四捨五入しております。

3.　当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに従い、第20期(平成25年度)の期首に当該分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

名　　称	当社株式の持株数	当社への出資比率	関係内容
株式会社フォーバル	株 14,330,300	% 61.23	役員の兼務２名 商品売買等取引

親会社との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場会社として独立性を確保しながら、適切に経営及び事業活動を行っております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名　　称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ＦＲＳファシリティーズ	千円 10,000	% 100.00	オフィスソリューション業務

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

・ソリューション事業

企業のソリューションニーズが最も高まるオフィス移転時において、物件の仲介から内装工事、各種インフラや機器・什器の手配までトータルにサポートする不動産関連業務を中心に、中小企業の業務の効率化や経費削減を支援する商品及びサービスを提供しております。

(8) 主要な営業所

名　　称	所　在　地
東　京　オ　フ　ィ　ス	東京都千代田区

(9) 従業員の状況

従　業　員　数	前期末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
51名	3名	36.4歳	3.6年

（注）　従業員数には、パート・アルバイトは含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　　84,300,000株

② 発行済株式の総数　　23,401,800株

③ 株主数　　3,300名

④ 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株式会社フォーバル	14,330,300	61.23
ＧＭＯクリック証券株式会社	363,900	1.55
松井証券株式会社	347,300	1.48
ＭＳＩＰ ＣＬＩＥＮＴ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	229,900	0.98
神津光宏	207,500	0.88
株式会社ＳＢＩ証券	194,600	0.83
吉田浩司	166,700	0.71
日本証券金融株式会社	145,900	0.62
宗次徳二	141,700	0.60
楽天証券株式会社	133,400	0.57

（注）　持株比率の数字は、表示単位未満の端数を切捨てております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当連結会計年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成27年11月11日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　　払込を要しない

② 新株予約権の行使価額　　１個につき10,900円

③ 新株予約権の行使条件

1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了、定年による退任者および正当な理由がある場合として当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。
3. その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。

④ 新株予約権の行使期間　　平成29年11月27日から平成31年11月26日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	300個	普通株式　30,000株	2人

平成28年７月５日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　　払込を要しない

② 新株予約権の行使価額　　１個につき9,300円

③ 新株予約権の行使条件

1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了、定年による退任者および正当な理由がある場合として当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。
3. その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。

④ 新株予約権の行使期間　　平成30年７月21日から平成32年７月20日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	400個	普通株式　40,000株	2人

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成28年７月５日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　　払込を要しない

② 新株予約権の行使価額　　１個につき9,300円

③ 新株予約権の行使条件

1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了、定年による退任者および正当な理由がある場合として当社の取締役会が承認した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。
3. その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。

④ 新株予約権の行使期間　　平成30年７月21日から平成32年７月20日まで

⑤ 当社使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	4,000個	普通株式　400,000株	50人

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地　　位	氏　　名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉　田　浩　司	㈱FRSファシリティーズ代表取締役 ㈱ヴァンクール取締役
取　　締　　役	早　川　慎一郎	管理部長 ㈱FRSファシリティーズ取締役
取　　締　　役	加　藤　康　二	㈱フォーバル常務取締役 ㈱フォーバルテレコム取締役 ㈱ヴァンクール代表取締役
取　　締　　役	行　　辰　哉	㈱フォーバル取締役社長室長 ㈱フォーバルテレコム取締役
常勤監査役	三　浦　静　雄	㈱FRSファシリティーズ監査役
監　　査　　役	西　田　拓　稔	㈱FRSファシリティーズ監査役
監　　査　　役	吉　川　正　幸	公認会計士 (公社)日本山岳会副会長

（注）1.　西田拓稔及び吉川正幸の両氏は、社外監査役であります。
2.　監査役西田拓稔氏及び吉川正幸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3.　監査役吉川正幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
丹澤　大二	平成28年6月29日	任　期　満　了	監査役

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任に関し、同法第425条第１項の各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる旨定款に定めております。

当該定款に基づく責任限定契約は締結しておりません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役２名　　28,310千円

監査役３名　　10,650千円　（うち社外監査役　２名　5,700千円）

（注）1.　株主総会決議（平成16年6月29日）による役員報酬限度額は以下のとおりであります。
取締役の報酬年額　　150,000千円以内
監査役の報酬年額　　40,000千円以内

なお、役員報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は、含んでおりません。
また、当報酬限度額とは別枠として、当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額につき、平成23年6月22日開催の第17回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

2. 期末現在の人員数は取締役４名、監査役３名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役２名が在任していることによるものであります。
3. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役１名に対する使用人給与相当額6,633千円は含まれておりません。
4. 上記の報酬等の額には、取締役２名に対するストックオプションによる報酬額1,845千円を含みます。
5. 上記の報酬等の額には、取締役２名に対する役員賞与引当金繰入額2,000千円を含みます。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
社外監査役	西田拓稔	当事業年度開催の取締役会18回、監査役会16回の全てに出席し、社外監査役及び独立役員として、大手金融機関及び系列のシンクタンク企業での管理職及び融資業務担当、経営コンサルタント等の豊富な経験と見識から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言と提言を行っております。
社外監査役	吉川正幸	当事業年度開催の取締役会18回、監査役会16回の全てに出席し、社外監査役及び独立役員として、主に公認会計士としての専門的な知見から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言と提言を行っております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

優成監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から、前事業年度の監査実績について報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務遂行状況、過去の報酬実績の推移等を確認して、報酬見積もりの算出根拠の妥当性を検討し、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人優成監査法人は、会社法第427条第１項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

① 受嘱者は、本契約の履行に伴い生じた委嘱者の損害について、受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、委嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

② 受嘱者の行為が①の要件を充足するか否かについては、委嘱者がこれを判断し、速やかに受嘱者に結果を通知するものとする。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（日本監査役協会）に基づく評価基準に従い、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等を総合的に判断し決定いたします。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、会計監査人の不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社は、平成20年5月20日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議いたしました。その後、平成21年9月17日、平成26年5月13日及び平成27年6月26日開催の取締役会決議により一部改訂を行いました。基本方針は次のとおりとなっております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 全取締役が各種会議等の機会を通じて法令遵守重視の姿勢を明確にしつつ、『フォーバル･グループ企業行動指針』及び『フォーバル・グループ役職員行動指針』を徹底する等により、法令遵守重視の企業風土の醸成を進めます。

② 法令等遵守体制の充実強化のために、内部監査室により推進体制を整備します。

③ 当社の従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口にその旨を報告する仕組みを運用します。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に基づいて各所管部門が適切に保存及び管理し、取締役及び監査役の閲覧に供します。

② 文書管理の統括部門は、文書管理の運用状況を毎年検証し、必要な場合はその修正を行い、所管部門に対して文書等の適切な保存及び管理を指導します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理担当部門は、リスク管理に関する基本ルールに基づき、体系的なリスク管理体制の確立を図り、関連規程の見直し又は制定、ガイドラインの制定、マニュアルの作成、教育研修の実施等を通じてリスク管理体制を整備します。

② リスクの発生又は発見時に、リスク管理担当部門が取締役会への報告及び社外への開示の必要性を判断する基準を明確にする等、リスク対応と開示を適時適

切に行う体制を整備します。

③ 大規模な事故、災害、不祥事等の緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制及び対応ルールを整備します。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 定例の取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定及び職務執行に関する基本事項の意思決定を機動的に行っております。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの役割分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保しております。

(5) 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 『フォーバル･グループ企業行動指針』及び『フォーバル・グループ役職員行動指針』の子会社の役員、従業員全員への浸透に努めることにより、企業集団全体の業務の適正確保を図ります。

② 内部監査室は、子会社の自主性を尊重しつつ必要な助言・支援を行う等により、それぞれの内部統制システムの整備を促進します。

③ 関係会社管理規程に基づき、子会社がその業績状況、財務状況及び経営上重要な事項について当社へ定期的に報告する体制を整備します。

④ リスク管理に関する基本ルールに基づき、子会社がリスクを発見した場合には、速やかに当社のリスク管理担当部門に報告します。当社は子会社に対し、事案に応じた支援を行うとともに、社外への開示の必要性を判断します。

⑤ 子会社の自主性を尊重しつつ、子会社が組織・業務分掌・職務権限等の職務執行体制を適時適切に見直し、職務遂行に係る意思決定及び指揮体制を最適な状態に保つように支援します。

⑥ 当社の内部監査部門は、子会社の監査又は子会社が実施した監査報告をもとに、法令遵守、リスク管理及び業務の適正性を確保するための指導；支援を行います。

⑦ 子会社の役員及び従業員が、法令及び定款に照らして疑義のある行為等を知ったときに、通常の報告経路によらず直接、通報窓口にその旨を報告する仕組みを運用します。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役は、必要がある場合は、事前に管理担当取締役に通知したうえで、監査

業務を補助すべき従業員の配属を求め、監査業務を補助するよう命令することができます。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとします。

② 監査役会から監査業務を補助すべき従業員の配属を求められた場合は、必要なスキルその他について具体的な意見を聴取したうえで人選し、監査役会の同意を得て任命します。

(7) 前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 前項①により、監査役から命令を受けた従業員は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は命令した監査役に対してのみ行うこととします。

② 取締役は、監査役の命令を受けた従業員に対し、そのことを理由に人事処遇等において不利な扱いをしません。

③ 前項②により監査業務を補助すべき従業員を配属した場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査役会の同意を得るものとします。

(8) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

① 当社及び子会社の役員及び従業員は、次の場合には、当社の監査役会または監査役に対して直接かつ速やかに報告します。

イ 法令及び定款に違反する事実またはその疑いがある事実を発見したとき

ロ 当社及び子会社に著しい損害を与える事実またはその恐れのある事実を発見したとき

ハ その他業務執行に係る重要な報告事項として監査役会が求める事項を発見したとき

② 法令及び定款の遵守に関する事項、リスク管理に関する事項、内部監査の実施状況その他の事項を、随時、内部監査管掌取締役または担当部門長から監査役会に報告する体制を整備します。報告事項及び報告の方法については、監査役会との協議により決定します。

(9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会または監査役に対し、前各項の事実を直接報告した者に対して、そのことを理由に人事処遇等について不利な扱いをしません。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査役は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上し会社に請求することができます。
② 監査役が前号の予算以外に緊急または臨時に支出した費用についても、事後会社に請求することができます。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役と監査役会との間の定期的な意見交換会を実施します。
② 監査役に対して内部監査の実施状況について報告するとともに、監査役が必要と認めるときは追加監査の実施、業務改善策の策定等を行います。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力との関係を排除することを基本方針とし、『フォーバル・グループ企業行動指針』の内容を遵守し、反社会的勢力との関係を遮断することに取り組みます。
② 当社は、反社会的勢力等への対応に関する統括部門を置き、管轄警察署、関係機関が主催する連絡会、顧問弁護士等に指導を仰ぐとともに、講習への参加等を通じ情報収集及び管理に努めます。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

① 取締役の職務の執行について

取締役会規程や役員規程など社内規程を整備し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。なお、当事業年度において取締役会を18回開催し、経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っております。

② 監査役の職務の執行について

社外監査役２名は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や各取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室により、内部監査計画に基づき、定期的に業務活動について監査を実施しております。内部監査室長は、監査結果について、取締役及び監査役に対し報告を行っております。

④ 財務報告に係る内部統制について

内部監査室及び管理部により、内部統制基本計画書に基づき、決算財務報告に係る業務プロセスについて内部統制評価を実施しております。担当取締役は、評価結果について、随時取締役会において報告し、財務報告の信頼性と適正性の確

保に努めております。

７．株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現在のところ、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、かかる基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員等当社の利害関係者においても重要な事項でありますため、当社といたしましては基本方針の策定について検討を行っており、今後も検討を継続してまいる所存です。

８．剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考えております。そのため、経営基盤と財務体質の強化及び今後の事業展開を勘案した上で業績に応じた配当を実施してまいる所存であります。当社の剰余金の配当は、年１回期末配当を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により毎年９月30日を基準日として金銭の分配（中間配当）を行うことが出来る」旨を定款に定めております。

当期につきましては、前期において累積損失を解消し、３期連続で利益を確保したことから、平成18年を最後に無配となっておりましたが、期末配当予想を１株当たり０円から１円に修正し、復配させていただく予定となっております。

なお、本件につきましては、平成29年６月開催予定の定時株主総会に付議する予定であります。

また、次期の配当につきましては、１株当たり１円の配当を予想しております。

（注）　本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切捨て、比率は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成29年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	427,952	流動負債	238,126
現金及び預金	281,382	買掛金	109,741
売掛金	110,849	未払金	33,290
貯蔵品	100	未払費用	20,749
前払費用	5,049	未払法人税等	270
繰延税金資産	27,879	前受金	22,301
その他	3,712	賞与引当金	29,125
貸倒引当金	△1,020	役員賞与引当金	2,000
固定資産	11,506	未払消費税等	15,392
有形固定資産	1,573	その他	5,254
工具、器具及び備品	1,573	**負債合計**	238,126
無形固定資産	1,529	**純資産の部**	
ソフトウエア	1,529	株主資本	179,174
投資その他の資産	8,403	資本金	53,656
出資金	30	資本剰余金	19,174
破産更生債権等	8,893	利益剰余金	106,343
差入保証金	8,263	新株予約権	22,157
その他	110		
貸倒引当金	△8,893	**純資産合計**	**201,332**
資産合計	**439,459**	**負債・純資産合計**	**439,459**

連結損益計算書

（自　平成28年4月 1日
至　平成29年3月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,146,235
売上原価		532,056
売上総利益		614,178
販売費及び一般管理費		568,610
営業利益		45,568
営業外収益		
受取利息	1	
受取賃貸料	16,413	
雑収入	577	16,992
営業外費用		
賃貸原価	16,413	
雑損失	61	16,474
経常利益		46,085
税金等調整前当期純利益		46,085
法人税、住民税及び事業税	270	
法人税等調整額	△27,879	△27,608
当期純利益		73,694
親会社株主に帰属する当期純利益		73,694

連結株主資本等変動計算書

（自　平成28年4月 1日
至　平成29年3月31日）

（単位：千円）

科　　目	残高及び変動事由		金　　額
株主資本			
資本金	当期首残高		53,408
	当期変動額	新株の発行	248
	当期末残高		53,656
資本剰余金	当期首残高		18,926
	当期変動額	新株の発行	248
	当期末残高		19,174
利益剰余金	当期首残高		32,649
	当期変動額	親会社株主に帰属する当期純利益	73,694
	当期末残高		106,343
株主資本合計	当期首残高		104,983
	当期変動額	新株の発行	496
		親会社株主に帰属する当期純利益	73,694
	当期末残高		179,174
新株予約権	当期首残高		4,496
	当期変動額	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,661
	当期末残高		22,157
純資産合計	当期首残高		109,480
	当期変動額	新株の発行	496
		親会社株主に帰属する当期純利益	73,694
		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,661
	当期末残高		201,332

連　結　注　記　表

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1.　連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数　1社

・主要な連結子会社の名称　㈱ＦＲＳファシリティーズ

2.　連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更に関する事項

（1）連結の範囲の変更

該当事項はありません。

（2）持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

3.　資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

4.　固定資産の減価償却方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響額はありません。また、取得価額が20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物　10～22年

工具、器具及び備品　5～6年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

5.　引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸

念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

6. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号　平成28年６月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類への影響額はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

建物	2,374千円
工具、器具及び備品	1,107千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	23,401,800株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

該当事項はありません。

3.　当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年６月28日開催予定の第23回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の増額	23,401千円
・１株当たり配当額	１円
・基準日	平成29年３月31日
・効力発生日	平成29年６月29日

4.　当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式　　－株

（金融商品に関する注記）

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、デリバティブの利用も無く、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

差入保証金は、主として事務所賃借に伴う敷金であります。

営業債務である買掛金及びその他金銭債務である未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等については、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。

また、営業債務等は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額（※1）	時価（※1）	差額
(1) 現金及び預金	281,382	281,382	－
(2) 売掛金	110,849		
貸倒引当金（※2）	△1,020		
	109,829	109,829	－
(3) 破産更生債権等	8,893		
貸倒引当金（※3）	△8,893		
	－	－	－
(4) 差入保証金（※4）	6,153	6,153	－
(5) 買掛金	(109,741)	(109,741)	－
(6) 未払金	(33,290)	(33,290)	－
(7) 未払費用	(20,749)	(20,749)	－
(8) 未払法人税等	(270)	(270)	－
(9) 未払消費税等	(15,392)	(15,392)	－

(※1)負債に計上されているものについては、(　)で示しております。
(※2)売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
(※3)破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。
(※4)連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額1,081千円及び時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

（注）1　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(4) 差入保証金

差入保証金のうち、敷金については、その将来キャッシュ･フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(5) 買掛金、(6)未払金、(7)未払費用、(8)未払法人税等、(9)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
差入保証金	1,027

差入保証金のうち、仕入先に対する営業保証金については返済期間を見積もることができず、時価を算定することが極めて困難と認められるため、「資産(4)差入保証金」には含めておりません。

3　金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）	5年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	281,382	－	－	－
売掛金	110,849	－	－	－
差入保証金	－	6,153	－	－

(注)破産更生債権等（連結貸借対照表計上額8,893千円）については、償還予定が明確に確定できないため、記載しておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(１株当たり情報に関する注記)

1.　1株当たり純資産額

7円66銭

2.　1株当たり当期純利益

3円15銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月16日

株式会社フォーバル・リアルストレート
　取締役会　御中

優 成 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　須　永　真　樹　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　健　文　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小　野　　潤　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社フォーバル・リアルストレートの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フォーバル・リアルストレート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

（平成29年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	308,794	流動負債	118,968
現金及び預金	229,654	買掛金	8,078
売掛金	47,642	未払金	32,585
貯蔵品	100	未払費用	20,516
前払費用	4,868	未払法人税等	200
立替金	2,146	前受金	10,440
未収入金	5,502	預り金	4,271
繰延税金資産	27,879	賞与引当金	29,125
貸倒引当金	△9,268	役員賞与引当金	2,000
その他	270	未払消費税等	11,748
固定資産	11,506	その他	1
有形固定資産	1,573	**負債合計**	**118,968**
工具、器具及び備品	1,573	**純資産の部**	
無形固定資産	1,529	株主資本	179,174
ソフトウエア	1,529	資本金	53,656
投資その他の資産	8,403	資本剰余金	19,174
出資金	30	資本準備金	19,174
破産更生債権等	8,893	利益剰余金	106,343
差入保証金	8,263	その他利益剰余金	106,343
長期前払費用	110	繰越利益剰余金	106,343
貸倒引当金	△8,893	新株予約権	22,157
資産合計	**320,300**	**純資産合計**	**201,332**
		負債・純資産合計	**320,300**

損　益　計　算　書

（自　平成28年4月 1日
至　平成29年3月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		568,250
売上原価		20,890
売上総利益		547,360
販売費及び一般管理費		527,604
営業利益		19,756
営業外収益		
受取利息	616	
受取手数料	3,600	
受取賃貸料	16,413	
貸倒引当金戻入額	21,997	
雑収入	46	42,672
営業外費用		
賃貸原価	16,413	16,413
経常利益		46,015
税引前当期純利益		46,015
法人税、住民税及び事業税	200	
法人税等調整額	△27,879	△27,678
当期純利益		73,694

株主資本等変動計算書

（自　平成28年4月 1日
至　平成29年3月31日）

（単位：千円）

科　　目	残高及び変動事由		金　　額
株主資本			
資本金	当期首残高		53,408
	当期変動額	新株の発行	248
	当期末残高		53,656
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		18,926
	当期変動額	新株の発行	248
	当期末残高		19,174
資本剰余金合計	当期首残高		18,926
	当期変動額	新株の発行	248
	当期末残高		19,174
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		32,649
	当期変動額	当期純利益	73,694
	当期末残高		106,343
利益剰余金合計	当期首残高		32,649
	当期変動額	当期純利益	73,694
	当期末残高		106,343
株主資本合計	当期首残高		104,983
	当期変動額	新株の発行	496
		当期純利益	73,694
	当期末残高		179,174
新株予約権	当期首残高		4,496
	当期変動額	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,661
	当期末残高		22,157
純資産合計	当期首残高		109,480
	当期変動額	新株の発行	496
		当期純利益	73,694
		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17,661
	当期末残高		201,332

個　別　注　記　表

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2.　固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。また、取得価額が20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～22年
工具、器具及び備品	5～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

3.　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4.　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更に関する注記）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

1.　資産から直接控除した減価償却累計額

建物	2,374千円
工具、器具及び備品	1,107千円

2.　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	16,612千円
関係会社に対する短期金銭債務	7,716千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	74,945千円
営業取引（支出分）	19,654千円
営業取引以外の取引（収入分）	17,534千円
営業取引以外の取引（支出分）	－千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

該当事項はありません。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、税務上の繰越欠損金、賞与引当金、法定福利費等であり、評価性引当額を控除しております。なお、繰延税金負債の発生はございません。

（リースにより使用する固定資産に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	㈱フォーバル	東京都渋谷区	4,150,294	情報通信コンサルタント業	（被所有）直接 61.23	役員の兼任、オフィス賃貸	受取賃貸料	13,319	前受金	7,192

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1　取引価格の算定は双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2　取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社ＦＲＳファシリティーズ	東京都千代田区	10,000	オフィスソリューション業務	（所有）直接 100.00	サービスの提供、従業員の出向、役員の兼任、資金貸付	サービスの提供	66,818	売掛金	11,306
							出向者人件費	33,754	未収入金	4,408
							貸付金回収	30,742	関係会社長期貸付金	－

（注）1　株式会社ＦＲＳファシリティーズの債権総額16,612千円に対し、9,268千円の貸倒引当金を計上しております。

2　取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。なお、資金貸付の利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

3　取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	㈱ヴァンクール	東京都千代田区	10,000	情報通信機器販売事業	—	役員の兼任、業務受託	請負業務収入	292,852	売掛金	31,545

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1　取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2　取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　1株当たり純資産額

7円66銭

2.　1株当たり当期純利益

3円15銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月16日

株式会社フォーバル・リアルストレート
　取締役会　御中

優 成 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　須　永　真　樹　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　健　文　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小　野　　潤　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社フォーバル・リアルストレートの平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、使用人等と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

（１）取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、重要な決裁書類を閲覧し、３ヶ月ごとに開催される取締役会に出席し、子会社の取締役及び使用人等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

（２）事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその運用状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

（３）事業報告に記載されている当社と親会社との取引について、当該取引をするにあたり、当社の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第118条第５号イ）及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及び理由（同規則第118条第５号ロ）について、取締役会等の審議状況を踏まえ、その内容の合理性、判断及びその理由の妥当性等を検討いたしました。

（４）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の執行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関しては、子会社の取締役の職務の執行を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　事業報告に記載されている内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該決議にもとづき構築及び運用されている内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている当社と親会社との間の取引にかかる事項について、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月18日

株式会社フォーバル・リアルストレート
監 査 役 会
常勤監査役　三　浦　静　雄　㊞
監　査　役　西　田　拓　稔　㊞
監　査　役　吉　川　正　幸　㊞

（注）監査役西田拓稔及び監査役吉川正幸は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

第23期の剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考えております。そのため、経営基盤と財務体質の強化及び今後の事業展開を勘案した上で業績に応じた配当を実施してまいる所存であります。

第23期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、以下の通りといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類
　　金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金１円　総額23,401,800円

（３）剰余金の配当が効力を発生する日
　　平成29年６月29日

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
1	吉田浩司 （昭和37年７月３日）	昭和62年２月	株式会社フォーバル入社	166,700株
		平成10年４月	株式会社フォーバルテレコム法人営業グループジェネラルマネージャー	
		平成12年４月	株式会社フォーバルコミュニケーションズ代表取締役	
		平成14年２月	ビー・ビー・コミュニケーションズ株式会社取締役	
		平成14年６月	株式会社フォーバルテレコム取締役	
		平成18年４月	株式会社ヴァンクール代表取締役	
		平成26年６月	当社取締役	
		平成26年８月	当社代表取締役（現任）	
		平成26年８月	株式会社ＦＲＳファシリティーズ代表取締役（現任）	
		平成26年８月	株式会社ヴァンクール取締役（現任）	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
2	早川　慎一郎 （昭和47年８月31日）	平成10年４月 平成16年４月 平成21年４月 平成21年６月 平成27年10月	ラオックスヒナタ株式会社入社 当社入社 当社経理財務部長 当社取締役管理部長（現任） 株式会社ＦＲＳファシリティーズ取締役（現任）	11,300株
3	加藤康二 （昭和34年３月10日）	平成８年２月 平成15年４月 平成18年６月 平成19年６月 平成21年６月 平成26年４月 平成26年８月	株式会社フォーバル入社 同社経理部長 同社取締役 株式会社フォーバルテレコム取締役（現任） 当社取締役（現任） 株式会社フォーバル常務取締役（現任） 株式会社ヴァンクール代表取締役（現任）	－株
4	行辰哉 （昭和39年10月15日）	平成元年５月 平成18年４月 平成19年４月 平成22年４月 平成24年４月 平成25年４月 平成25年６月 平成25年６月 平成27年４月 平成28年４月 平成28年６月	株式会社フォーバル入社 同社役員待遇兼事業統括本部通信事業統括 同社執行役員首都圏第二支社長 同社上席執行役員首都圏支社長兼城南支店長兼企画営業部長兼事業推進本部副本部長 同社上席執行役員営業本部長兼首都圏支社長兼城南第二支店長 同社上席執行役員社長室長 株式会社フォーバルテレコム取締役（現任） 当社取締役（現任） 株式会社フォーバル常務執行役員社長室長 同社常務執行役員社長室長兼グループ統括部長 同社取締役社長室長（現任）	－株

（注）１．当社は、株式会社フォーバル及びその子会社との間に、商品売買等の取引関係があります。
２．取締役候補者である吉田浩司氏は、株式会社ヴァンクールの取締役を兼務しております。取締役候補者である加藤康二氏は、株式会社フォーバル及び株式会社フォーバルテレコムの取締役並びに株式会社ヴァンクールの代表取締役を兼務しております。取締役候補者である行辰哉氏は、株式会社フォーバルの取締役及び株式会社フォーバルテレコムの取締役を兼務しております。
３．その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
４．吉田浩司氏及び早川慎一郎氏を取締役候補者とした理由は、当社及び当社グループの経営全般に携わり、豊富な経験を有していることから、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としております。また、加藤康二氏及び行辰哉氏を取締役候補者とした理由は、親会社である株式会社フォーバルの取締役であることから、グループ事業の連携を強化するため、取締役候補者としております。

以　上

〈メ　モ　欄〉

第23回　定時株主総会会場　ご案内図

会　場　　東京都千代田区大手町一丁目４番１号
ＫＫＲホテル東京11階　「白鳥の間」
電話番号：03-3287-2921

アクセス　◆東京メトロ東西線　　「竹橋駅」　　３ｂ出口直結
◆東京メトロ千代田線「大手町駅」　Ｃ２ｂ出口より
徒歩５分

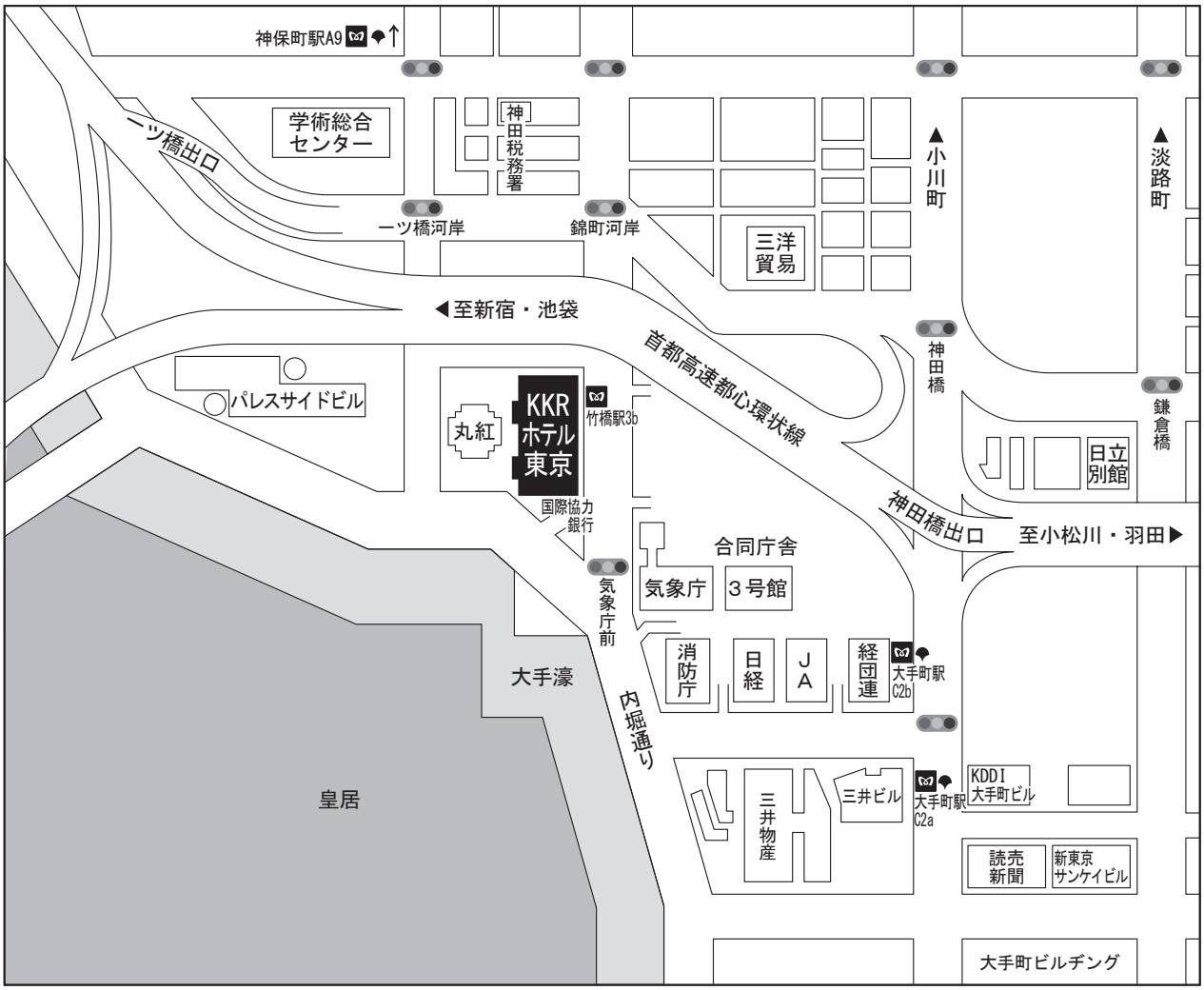

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。